

(様式第1号)

平成23年度第1回 芦屋市文化財保護審議会 会議録

日 時	平成24年3月15日(水) 13時~16時
場 所	北館4階 教育委員会室・三条文化財整理事務所・芦屋川(中・下流)沿い
出席者	会 長 多淵 敏樹 副会長 俵 正市 委 員 安部みき子 神木 哲男 近藤 雅樹 (事務局) 生涯学習課主査 森岡 秀人 同 学芸員 竹村 忠洋
事務局	生涯学習課
会議の公開	公 開
傍聴者数	1人

I 会議次第

- 1 教育長あいさつ
- 2 審議事項
 - (1) 月若遺跡出土 小銅鐸の指定について
 - (2) 芦屋川の文化的景観の指定について
- 3 報告事項

II 提出資料

- (1) 芦屋市指定文化財(月若遺跡出土小銅鐸)の指定について(諮問)
- (2) 芦屋市指定文化財(芦屋川の文化的景観)の指定について(諮問)
- (3) 兵庫県芦屋市 月若遺跡第96地点出土小銅鐸調査・分析報告書
- (4) 兵庫県芦屋市 芦屋川の文化的景観調査報告書
- (5) 芦屋川特別景観地区説明会資料

III 経過

開会

- 1 教育長あいさつ

(事務局 森岡)

市議会の日程が変更になり、本審議会と重なってしまいました。そのため、急遽、教育長、社会教育部長、生涯学習課長が欠席せざるを得なくなりました。

傍聴希望が1名ありますが、どうしましょうか。

(多淵会長)

本審議会は公開を原則としており、個人情報に関わる事項・審議もありませんので、傍聴を認めます。ただし、会議内容に関する発言の方は、差し控えてください。

(事務局 森岡)

委嘱状を交付します。

それでは、本審議会の議事進行を多淵会長にお願いしたいと思います。

2 報告事項

(多淵会長)

今回は、諮問書にありますとおり、「月若遺跡出土小銅鐸」と「芦屋川の文化的景観」の2件を芦屋市指定文化財に指定することについて、審議することになっています。

まず、「小銅鐸」については、保管されている芦屋市三条分室（文化財整理事務所）で実物を見ながら説明を受け、その後、「芦屋川の文化的景観」について、指定予定地区に赴き、エリアを確かめつつ説明を受けたいと思います。

【三条分室へ移動】

(事務局森岡から、小銅鐸の実物を前に、調査報告書に基づき、出土状態、内容、歴史的意義などを説明)

(多淵会長)

小銅鐸は銅鐸を真似たものという考えもあるようですが、高度な鑄造技術が必要であり、見よう見まねで、簡単に作れるものではないものです。どこで、製作されたと考えられますか。また、出土した穴は、祭祀などに関わりますか。

(事務局 森岡)

銅鐸をかなり意識して作られたものもみられ、特に関東・東海地方では、三遠式銅鐸をデフォルメした形態のものもあります。「形代（かたしろ）」といった考え方にも留意したいところです。鑄型は土型と推定されるので、これまでも三田市平方遺跡の例を除いて、鑄型の発見例は僅少で、生産地を特定するのは困難と考えています。

小銅鐸は、竪穴住居跡や墓から出ることも多く、銅鐸のような埋納坑は皆無に等しいです。

(多淵会長)

今回、市指定文化財に指定されましたら、将来、県指定文化財に指定される可能性はありますか。県文化財指定では、まず、地元市町で文化財指定したものを拾い上げて、候補物件にしているようです。小銅鐸は大変貴重な遺物なので、保管場所や保管方法のことを踏まえれば、県指定文化財に指定して、県の考古学博物館に寄託などして、保管・管理を任せるとすることも検討すべきだと思います。市に実物が残らないこととなりますが。

また、市民に積極的に公開していかなければいけません。

(事務局 森岡)

県指定候補になるようなものであるということは、検証時点で話題にのぼっています。兵庫県下の実例が2例しかないということもあります。市民への公開はこれからです。

【芦屋川へ移動】

(東岸河原毛堰堤→開森橋→桜橋で、事務局竹村から、調査報告書に基づき説明。その後、芦屋川隧道、西岸の住宅石垣、阪神芦屋駅橋脚、芦屋川遊園地跡について車内から説明)

(多淵会長)

芦屋川沿いの住宅の建築は、景観を維持するように配慮されている。特に右岸側など屋根勾配のある低層で一定の指標に収まる建築物が多い。

(神木委員)

損壊した桜橋の橋脚などは、昭和13年の阪神大水害を語る上で重要な物的資料である。ただし、今のままでは、知る人ぞ知るような存在となっており、河川改修工事などでいつのまにか撤去されかねない状況である。

指定後は、現地に解説板などを設置して、市民に積極的に周知し、保護意識を向上させるべきである。昭和の構造物は、歴史遺産になりつつあると思う。

【市役所へ移動】

(多淵会長)

それでは、審議を再開します。

(事務局 森岡)

2件の諮問書の読み上げ。

以上の諮問書を提出しますので、これら2件について審議をお願いします。

(多淵会長)

本日、「小銅鐸」については実物、「芦屋川の文化的景観」について現地を実見しました。

只今、事務局から諮問を受けましたが、まず、「月若遺跡出土小銅鐸」の指定について、ご意見ございますか。

(依副会長)

ご異議、ございません。

(安部・近藤委員)

異議ございません。

(多淵会長)

全員異議がないということですので、「月若遺跡小銅鐸」は芦屋市指定文化財に指定すべき物件であることを答申します。

(多淵会長)

続きまして、「芦屋川の文化的景観」の指定について、ご意見ございますか。

文化的景観は、文化財保護法で近年定められており、市町村などで重要な文化的景観の中から、国が重要文化的景観を選定することになっています。選定にあたっては、都市計画の裏づけがあつて、何らかの保護措置が講じられているものということになっています。

芦屋市では、市域全域が景観地区となっており、芦屋川流域は特別景観地区が設定されています。そして、今回の文化的景観は、この特別景観地区を指定しようとしているものです。

この芦屋川の文化的景観について、指定する価値があるかどうか、審議したいと思えます。

(近藤委員)

諮問書には、保護の予算措置について触れていませんが、指定後、市民への啓発などはどのようにしていくのですか。今後の政策の展開の仕方についてのお考えをお聞かせください。

(事務局 竹村)

指定について、市民へは、まず、『広報あしや』に関連記事を掲載し、お知らせしたいと考えています。来年度には、説明冊子の刊行や、講座など、市民を対象とした事業を催していきたいと考えています。なお、指定該当範囲には、指定に関する案内をすでに全戸配布しています。

(近藤委員)

わかりました。

(依副会長)

芦屋川の景観は、よく維持されていると思えました。ぜひ、これからも維持願いたい。

(神木委員)

都市計画の方では、芦屋川特別景観地区の範囲は拡大されていったのですか。

(事務局 竹村)

芦屋市では、市域全域が景観地区となっている。その中で、さらに平成22年には芦屋川

のJR線より南側に特別景観地区が設けられ、今回はJR線より北側が特別景観地区となる。

特別景観地区は、規制の内容が景観地区より具体的に設定されている。

(多淵会長)

「芦屋川の文化的景観」の指定について、その学術的価値を認めていいですか。

(全委員)

異議ありません。

(多淵会長)

全会一致で、芦屋川の文化的景観は芦屋市指定文化財に指定すべき物件であることを答申します。

以上、2件の答申について、教育委員会で協議していただきたいと思います。

審議すべき内容は、以上であります。その他、何かございますか。

(事務局 森岡)

その他、報告事項はありません。

閉 会